

Title	中国語の単語について
Author	鳥井, 克之
Citation	人文研究. 17 卷 4 号, p.356-371.
Issue Date	1966
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学文学会
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

中国語の単語について

鳥井克之

(一)

一九五三年から一九五六年にかけて、中国語文法界で三大キャンペーンが展開された。即ちその第一は一九五三年十月より一九五五年七月まで《中国語文》を舞台として展開された「中国語品詞分類問題」⁽¹⁾で、この問題は一九五五年七月《中国語文》編集部により「小結」が発表されて一応の落着が見られた。第二は一九五五年七月より一九五六年三月にわたり《語文学習》を中心として展開された「中国語主語賓語問題」⁽²⁾についての討論である。第三は一九五六年三月より同年九月までの半ケ年間、《中国語文》で討論された「中国語単語認定問題」である。それらのいずれの問題も解放後の中国語語法研究界においてはスターリンの「マルクス主義における言語学の諸問題」を契機として避けることのできない基本的な問題であった。ただそれら三大問題の関連性について言えば「品詞分類問題」は詞法におけるものであり、「主語賓語問題」は句法における主要問題であるのに対して、「単語認定問題」は中国語の言語それ自体の特性に関するものである。同時にまたそれまで一般に流布していた中国語単音節語論に代表される既存の中国語観に対する批判としても是非とも論じておかなければならない問題であった。その限りでは論理的には単語認定の問題は品詞分類・主語賓語問題に先立つ問題として考慮されなければならないものである。しかし現実には「品詞分類問題」「主語賓語問題」の論争過程——特に前者の問題——で中国語における単語の概念を確立する必要性が認識されたことと、当時これらの問題と平行し

て検討されていた拼音文字による正書法（連書の基準として単語が単位となる）問題や解放後に新しく辞典を編纂する上での方法論（当然単語認定の問題は不可避なものである）問題とからみあって、最後に問題として提起されたものである。なおこの「単語認定問題」は半ケ年でもって一応の終止符を打ったが、この問題は先にも触れた如く、既に「拼音文字連写法問題」とからみ合
い、一九五二年頃より一九五九年末にかけて「分詞連写問題」³⁾として研究され、単に抽象的な「単語認定問題」としてではなく、具象的に応用された問題として揚棄されており、他方では「漢語構詞法問題」として、一九五四年より一九五九年中頃にわたり研究され、その成果は陸志章を中心としたグループによって《漢語的構詞法》（一九五七年初版、修訂本一九六四年出版・科学出版社）にまとめられている。この様に「単語認定問題」は実践上では「漢語拼音方案」公布による拼音文字連写法問題の中で更に深く討議されており、理論上では「漢語構詞法問題」として深化されて展開している。以上が三大キャンペーンの一翼として一九五六年三月より同年九月の半ケ年にわたり討論された「単語認定問題」の歴史的
的位置とそれに関連する諸問題の動向である。そこで本論では解放後のそれらの成果を認識し、中国語に於いて「単語」という概念が問題意識として形成されるまでの過程を考え、更に解放前から現在までの単語の概念規定がどのようになされたかを見、終局的にはいかなる規定が妥当であるかを述べ、またどの様な単語認定法がこれまでに考案されきたかを考察し、その功罪を論じ最後に《漢語》課本体系に基礎を置いて、どの様に単語認定を行なえばよいかについていささかの私見を述べることにしたい。

(二)

現代中国語では単語という意義は「詞」という語によって表示されているが、この「詞」が単語という意義を表示する

ようになったのは僅か四十数年前のことである。「詞」の本義は「詞、意内而言外也」(「詞」とは思想または意義を内容とし、音声または文字を形式とするものである。)である。つまり「詞」には言語の意しがなく、現在用いられている言語単位としての単語と言ふ意義はなかった。要するに当時には単語という概念そのものが存在しなかったからである。そこで以下に何故に中国語では単語という概念の認識が遅れたのかについて考えることにする。

まず中国語において単語という概念の認識が遅れた最大の原因は「字」という概念があったためである。即ち中国語では漢字「字」がそれ自体一字でもって一概念を表記しうる面を強調して、中国語は単音節語であるという考えが支配的であり、その限りでは「字」と「詞」とが一致し、「字」という概念に「詞」という概念が包含されて、「詞」という概念が「字」という概念に代替されてしまい、「詞」という概念を抽出することが遅れたことにある。要するに中国語では表意文字である漢字を最小の単位として言語を表記したことにある。

第二に単語という概念の認識が遅れた原因は単語という概念規定の必要性あるいは概念規定の内容、あるいは概念の認識の有無に拘わらず、いかなる人間であれ自国語または自己の属する民族・社会で用いている言語を話す時には無意識裡に単語・文節・文のそれぞれのくぎり目では長短の差こそあれ、呼吸の停顿が行なわれ、単語という概念を認識せずとも、すでに単語毎にくぎりをつけて単語の認定を行うことが可能である。つまり単語というものの概念を殊更に把握していかくとも、すでに本能的に自明のこととして単語認定を行なう能力を各人が母国語については備えており、単語というものは自明の大前提であって、特に問題意識として形成されるには至らなかったのである。従って文法書に於いて品詞論に入る前に、特別に「単語」というものについて説明を加える必要を感じなかったのである。

以上の二つの大きな原因がからみ合って中国語における単語という概念規定が遅れるという事態を招来したのである。なお現在では単語の意を表記するには一応「詞」が用いられるようになったが、他に「語、詞語、語詞、詞兒」と表記されていることによっても、単語という概念が設定されてまだ時間があまり経過していないことを示していると言える。

それでは次に何故に単語という概念が中国語において明確にされる必要性あるいは可能性が生じたのであろうか。まずその第一は中国語言語そのものの内部発展法則によっていることである。具体的には古代中国語より現代中国語へ、あるいは文言文より白話文への発展——殊に語彙面での変化——によるものである。即ち語彙の面で白話あるいは現代中国語には複音節化傾向が顕著になったことである。この複音節化傾向により、「字」と「詞」との概念に乖離が顕在化し、「字」では規定しえない「詞」が出現したことである。つまり「字」は単音節の文字記号であるが、他方「詞」は単音節の他に複音節のものが出現し、「字」と「詞」とが相等しい範疇として把握できない部分が生じた。古代中国語でも複音節語が存在したが、単音節語が比較的多く、従って「詞」と「字」との不一致も比較的小さかった。しかし現代中国語では複音節語はますます多くなり、語彙の大部分を占めるようになり、「詞」と「字」との不一致は一般的現象となり、「字」と「詞」との区分が必要となり、「詞」の概念規定をあらためて行なう必要が生じた。殊に古文を対象とした文法書の他に、白話を対象とするものが多くなるにつれて、「単語」の概念規定は不可避なものとなった。これが最も主要な原因である。つまり本質(内容)的に異なる両者が存在形式上でも異なる事が顕在化したからである。

第二の原因は一九二〇年代初期に数多くの白話文法書が出版されたが、それらの多くは欧米語の文法体系に基づくものが多く、それも当時としては比較的新しい体系を採り入れていることにより、「単語」の概念規定にも論及されるようになった。つまり一般言語学あるいは欧米語文法学の研究水準の向上が中国語における単語概念規定を行う上で間接的に影響を及ぼすことになった。ここに於いて中国語文法書に「単語」という概念が導入された。

第三の原因は中国語を表記するのに漢字の他に音素(表音)文字が用いられるようになったことに起因する。表意音節文字としての漢字で表記する際には殊更に分ち書きをする必要がなかったが、音素文字で中国語を表記する際にはどうしても分ち書きをする必要があった。そこでその正書法が問題となり、すでに解放前にラテン化新文字改革派によって単語毎に区切って書く(「分詞連写」)方法が提唱されていたが、解放後に「漢語拼音方案」が公布されて、拼音文字の使用

が大々的に行なわれると共にこの正書法問題がクロース・アップし、原則的には「分詞連写」方法を採ることになり、ここであらためて正書法の基礎単位となる単語の概念規定を確立する必要が生じたことになった。

以上が単語の概念規定を行なう必要性又は可能性をもたらした主なる原因である。かくして一九二〇年代初期より中国語における単語の概念規定が中国語文法研究者によってなされることになった。

(三)

一九二〇年に劉復が始めて中国語の単語の定義を下して以来、今日までの定義を歴史的に考察してみると下記的事项が歸納された。

一、単語の定義は大きく分けて、一「意義的最後の独立単位」⁽⁶⁾「表意的最後独立単位」⁽⁷⁾「用声音或文字来代表这些单体的整个的意象」⁽⁸⁾「語言的最小意義單位」⁽⁹⁾「語言中的最小意義單位」⁽¹⁰⁾「語音形式和意義的結合、而這意義則是独立的」⁽¹¹⁾「意義的單位」⁽¹²⁾「語法書里把這種意義的單位」⁽¹³⁾「代表概念的声」⁽¹⁴⁾の諸定義に代表される意義表示單位說。二「能够单独說的、自由運用的造句單位」⁽¹⁵⁾「對於一切的詞來說、就是它的音素和它在形態學上的一定的變化能力、對於多音節詞來說、還要加上重音的存在、這重音跟一定的聲調結合起來」⁽¹⁶⁾「語言的最小獨立運用的單位」⁽¹⁷⁾「成段兒的話裡頭能活動替換的單位」⁽¹⁸⁾「最小的、能够自由運用的語言單位」⁽¹⁹⁾「当作造句材料看的最小獨立運用的單位……分析句子結構所得的獨立運用的單位」⁽²⁰⁾「最小的句法單位」⁽²¹⁾の諸定義に見られる文中機能單位說。三「在語言中是代表一定的意義的語音形式、它是語言中最小的獨立運用的單位」⁽²²⁾「(-)必須能够離開上下文說出來、而叫聽的人聽得懂；(二)它必須本身能在句子中充當一定句法成分、那就是依照這個語言單位的語文價值充當主語、賓語、謂語等々角色；(三)它必須不能分析成幾個構成部分、這些構成部分都能滿足(-)和(三)兩個條件」⁽²³⁾「單獨的實詞應當是；(-)在詞義上具有一定的獨立的詞彙意義。(二)在語音上是單一的語音組合、即複雜

的語言整體、它的各別成分是由發音的和抄及整體的一定聲調的連續性而熔合在一起的。(三)在語法上、(a)應當能够執行一定的句法功能；(b)應當能够接納某一詞彙——語法範疇的詞所独具的構形要素(不論是綜合的或分析的)」「最小的、能够獨立運用的、有意義的語言單位」²⁵⁾の諸定義に現われる意義・機能單位説(意義表示單位説と文中機能單位説の両説より構成されたる説)の三説に大別される。

二、右に見た如く單語の定義は意義を重視するもの、語法上の機能に重点を置くもの、語法・語義(一部には語音面も加わる)の二つ以上の側面を考慮するものに分れたが、究極的には量的側面では「最小(または最後)」、質的側面では「自由(また獨立)」な「語言單位」であると言う点で三説は一致している。

三、意義表示單位説は單語の語義面を強調し、意義(觀念・概念)を表示する言語單位が單語であると規定する説である。この説は單語の定義が下された当初より存在する伝統的な立場であるが、始めは主流をなしていたが次第に衰退し、文中機能單位説に凌駕されて單獨では存立しなくなり、意義・機能單位説の一部分として現在では存続している。その衰退の基本的な原因は主觀的要素が多分に混入しうる意義を基準としたことにある。

四、文中機能單位説は單語の語法的機能の側面を重視し、單語を文を構成する單位と規定するものである。中国語の單語の定義におけるこの説はすでに見た如く趙元任に始まるが、一般化したのは中国語訳が出版されて二、三年経過した一九五四年からであり、それ以後は單語規定の主流をなし現在に至っている。

五、意義・機能單位説は意義表示單位説と文中機能單位説の両説を併合したものであり、従って單語を語義・語法的側面より定義するものである。この説は文中機能單位説が主流をなすに至って後に、語義面よりの定義を補充しようとして生まれたものであり、その限りではこの説は實質的には文中機能單位説が定義の中核を形成している。従ってこの説は文中機能單位説と共存し、同時に補充しようとする方向で支持されている。

六、單語の定義は最初は語義的側面より規定したのが、次第に語法的側面よりの規定を重視し、單語は語法・語義の両

面より定義されるようになり、更にすでに一部の定義に見られた語音的側面よりの定義を補充して、最終的には単語は語音・語義・語法の三側面より規定されるようになった。単語には本来この三側面を有するものであるから、当然三側面よりの規定が必要なことは言うまでもない。ただ定義の簡潔化のために、主要と考える側面から規定した差異が上掲の諸定義（殊に解放後のもの）の差異となって現われているのである。

七、単語の定義を下す過程で次第に「字」との差異が明確にされ、単語それ自体も音節数（語音的側面）を基準に単音節単語と多音節（二・三・四：音節）単語に分類し、意味（語義的側面）の繁簡に着眼して単純単語と合成単語とに分類するようになった。²⁶⁾「字」についても、漢字それ自体は言語を記録する符号であることを明確にし、漢字が単語を構成する語素（詞素）であり、この語素も（一）それ自体で独立して単語（単純単音節単語）となりうるものは語根（根詞）、（二）それ自体では独立して単語となりえないものは純語素（純詞素）の二種類に分析するに至った。

八、以上を要約するに単語の定義は当初は語義面を重視する意義表示単位説が優勢であったが、単語は語法面において基本単位となることを強調する文中機能単位説が次第に有力となり現在に至っている。なお単語の定義する側面も語義・語法・語音の三側面より規定されるに至った。

この様に単語定義の歴史的な経過やその定義の妥当性を考察するに、周祖謨の定義即ち『詞在語言中是代表一定的意義的語音形式、它是語言中最小的獨立運用單位』²⁷⁾が単語の内容の語法的側面を重視する文中機能単位説を基調とし、同時に語義・語音の各側面よりの規定を加え、しかも簡潔であるので、この定義が最も妥当なものであると考える。

(四)

さて前節で単語の定義の歴史的な流れを考察し、最後に本論では周祖謨の定義を妥当と考え、この定義に基づいて単語

の認定を行なうことになった。しかしこの定義は他の定義と同様に認定しようとするものが前提条件としての定義に合致することを要求し、認定されたものが結果として定義に合致するか否かを検討する際の基準となるものである。即ち定義は前提と結果とを規定するものであって、リトマス試験紙の如く、問題とする事物・現象を認定する手段とはなりえないものである。⁽²⁸⁾そこで別個に単語を認定する方法を考える必要が生じ、現在までに様々な単語認定法が創出された。単語の定義が語義・語法・語音の三側面より規定されるようになったと同様に、単語認定法も語義・語法・語音の三側面より試みられた。⁽²⁹⁾以下にそれらを要約する。

語義的側面よりの認定法は一意義単純性法：語義が単純であるか否かによって単語であるか否かを判定する方法であるが、単純な概念を表わすか複雑な概念を表わすかについては個人差があり明確な判定を下しにくい点がある。ただ数的に明確に限定された場合（一个兄弟・兄弟兩人、一件東西・東西兩方）にのみ適用しうる。また同一の単純な意義であつても、異なつた言語では必ずしも一単語で表示しうるとは限らない（鐵路＝railway＝железная дорога＝chem de fer）。

二意義緊密性法：意義が緊密に結合したものは一単語と認め、意義が緊密に結合していないものは連語と認定するのであるが、この緊密性の判断についても個人差があり客観的標準は見出しがたい。三引伸義法：本義が二単語よりなつていたものが引伸義を有すると一単語に変化する（鉄的道路↓鐵路↘鉄的道路）現象を利用し、字面の本義とは異なつた意義即ち本義を拡大、縮小あるいは改変した意味（引伸義）を持つものに変化したものは一単語と認定する方法で、後に述べる挿入法がともすれば合成単語を連語と誤認する傾向を補正する方法でもある。四常用性法：常用性により語感が変わりし本来は二単語より成るものでも一単語と認定する方法である。同時に挿入法で二単語（猪肉・牛肉・羊肉）と認定されていても常用されることにより「鹿肉・駝肉・虎肉」と同類語として「猪肉・牛肉・羊肉」を一単語と認定する方法で、挿入法の機械的判定にやや常識的な修正を行える面がある。以上が語義面よりの単語認定であるが、意義表示單位説が意義面を重視する余りに、客観性が稀薄となり、主観的で個人差があるために現在では単語定義では補助的な規定となつた

と同様に、語義面からの認定法は単独ではあまり利用できず、他の語法・語音面からの認定法を補充する範囲内で効力があると考える。

次に語法面よりの認定法を見るに、一代替法：他の単語でもって代替しうるか否かによって単語であるか否かを判定せんとするのであるが、その代替する単語は品詞・語義・構造が同一形式あるいは類別に属するものであることが確認されるものでなければならぬという前提条件がある。なお「駝絨」は「駝毛・駝肉・鴨絨・鵝絨」と代替法が適用しうることから「駝絨」は二単語よりなる連語（実際は単語）であると誤認することがある。つまり単語の認定ではなく形態素（語根または根詞）を認定していることになる。それ故に代替法は参考としうるが、単語認定法としては不適当である。二挿入法：他の単語を間に挿入しうるか否かによって単語であるか否かを判定しようとする方法であるが、これにも挿入後においても原形と同一の語法的性格を保持するという前提条件の下で適用されなければならない。しかしこの方法では「中華人民共和国・二分の一」の如く連語であることが判明していても挿入法が適用できないが故に単語であるという誤まった認定を行なう可能性がある。また「牛肉」は「牛的肉」と言え、「駝肉」は「駝的肉」と言えない事により、同一構造を有し、かつ同類の意義を有するにも拘らず、「牛肉」は二単語よりなる連語で、「駝肉」は一単語であるという通念とは異なった認定を行う可能性がある。他方挿入の可能性については文を離れては挿入しうる（羊肉↓羊的肉）が文中に機能している時には挿入しえないもの（我吃羊肉・可、我吃羊的肉・不可）、自由にかんりの単語が挿入しうるもの（吃饱↓吃得飽・吃得很飽等等）、局限されたものしか挿入しえないもの（打倒↓打得倒・打不倒）、本義には挿入しうる（吃飯↓吃了飯・可）が、引伸義として用いられると挿入しえないもの（吃飯問題↓吃了飯問題・不可）があり、挿入法を適用する際に考慮しなければならないことである。三構文法：単独で文（一語文）を構成しうるか否かによって単語であるか否かを認定しようとする方法であるが、これは実詞には適用しうるが虚詞には不適当（程度・範圍副詞の一部を除いてはほとんどの虚詞は単独では一語文を構成しえない）である。従ってこの方法の適用範囲はかなり制限さ

れる。四接辞表記：接頭辞「第・老」等や接尾辞「児・子・頭・們」等及び接辞的な後置成分「労働者・可能性・閨女家・打手・民主制・工業化・忽然・莞爾・隊長・団員」等はいずれも単語の始まりあるいは終りを表示している故に、単語認定のためのメルクマールとなりうると判断するものである。しかしこの方法とて「蝴蝶児花」の如く接尾辞の後に更に実詞がついて複合語となっているものや、「孩子們・爺兒們」の如く接尾辞に更に接尾辞が附加されるものがあるので機械的に採用するわけにはいかない。以上が語法的側面からの認定法であるが、代替法が単語（特に合成単語）認定法というよりはむしろ形態素（主に語根）認定法といったものであり、構文法や接辞表示はその適用範囲が限定される。とすればすでに指摘した如く、欠点はあるが挿入法が比較的にも客観的にかつ適用範囲が広い単語認定法であるということになる。

最後に語音面よりの認定法を見るに、「呼吸停顿：発話する際には単語あるいは連語は連続して発音し、従って単語・連語・文の末尾には長短の差こそあれ呼吸の停顿が生じる。この停顿を単語認定の参考資料にしようというものである。この方法では確かに単語と単語以下の小さい単位とは区分しようが、「我・是今・日本人民、走得・快」の如く連語でも連続して発音されるためにこの基準では単語と連語との区分が不可能な場合が生じる。二音節数：現在の二音節化傾向が顕著になっていくことに着眼し、単音節語は論外として複音節語を二音節語を基準にして分析しようとするものであるが、現実には単音節・二・三・四・五音節が一単語として存在するから、認定基準としては非力なものである。何故ならば結果論的方法であるからである。三この他に轻声・双声疊韻・連読による変調（声調変化）等の語音現象に着眼して、単語認定の基準にすることも考えられているが、その実際の効用は極小さいものである。以上が語音面よりの単語認定基準であるが、いずれの方法も参考資料とはなりえても決定的要素とはなりえない。

これで三側面よりの単語認定法のすべてについて検討したのであるが、いずれも一長一短があり、一方法を単独に使用したのでは妥当な単語認定は行なえない。また語義・語音上での方法から得られる結果は参考資料とはなりえても決定的

要素とはなりえない。また個人差・地域差を考慮すると語義を基準とする方法ではその偏差が大きく客観性に欠けている。また単語認定問題それ自体は基本的には語法論の問題であって、語彙論・音韻論の問題ではない。以上の考慮を総合すると、挿入法を主要な方法として採用し、語義・語音・他の語法上の認定法は挿入法で得られた結果が周祖謨の単語定義に合致しない場合に修正補充する際に用いることにする。以上で諸々の単語認定法とその功罪を論究し、本論で筆者が単語認定法を採用する際の基本的態度を明らかにした。

(五)

最後にいよいよ具体的に単語認定を行なうのであるが、先にも述べた如く単語認定は基本的には語法論上の問題である。従って何んらかの語法体系を基盤にして単語認定を論じるのが正しい態度であると考える。そこで筆者が全面的ではないが基本的には容認している《漢語》課本体系に基づいて本節を構成することにする。従って《漢語》課本体系を与件と論をすすめることを明らかにしておく。

《漢語》での単語の定義は「語言里最小的、可以自由運用的单位」であり、周祖謨の定義は「在語言中是代表一定的意義的語音形式、它是語言中 smallest 的独立運用单位」である。《漢語》では語音・語義面よりの規定がないが基本的には両者とも「最小的・自由（独立）的・運用单位」と文中機能单位説に立ち、語法面ではまったく同一の定義である。従って第三節で周祖謨の定義を採用することを明らかにしたことと本節で《漢語》の定義を採用することにはなんらの矛盾も存在しない。否、周祖謨の定義を採用することによって、《漢語》の定義を補充することになる。なお《漢語》では単語の認定法については触れていないので、前節の終りに明らかにした方法を本節で採用することには何んらの異論もないと考える。実際に単語認定を行なう時にいかなることばが単語を認定する過程で問題となるかを《漢語》体系によって考察して見

よう。まず構詞法的側面より単語を分類して検討するに、《漢語》⁽³⁰⁾では単純単語と合成単語に分類している。単純単語については細目の分類を行っていないが、その点を補足説明すると一語根よりなる単純単語(山・走・好)と複数の純語素よりなる単純多音節単語(衍声語：枇杷・蜘蛛、旧外来語：葡萄・玻璃、新外来詞：珈琲・盤尼西林、不分離語：鴛鴦・鳳凰・狼狽、家族呼称語：爸爸・姐姐・弟弟、同音重疊状態語：翩翩・孜孜・寥寥)は挿入法を適用して認定しうることは勿論のこと、前節であげたほとんどの認定法を適用しても単語認定が可能である。ただほとんどの単語認定法が多音節語を対象として予想しているために、単純単語に關しては実詞については構文法(一語文を構成しうるか否かによる方法)により、虚詞は後でのべる様に《漢語》の授業課程で修得する他ない。要するに単純単語については単語の限界を論じの際には上述の諸認定法を適用する際に問題となる点は比較的少ない。問題はやはり合成単語にある。

そこで次に合成単語について検討するのであるが、《漢語》は比較的細かい分類を行なっている。まず合成単語を補助成分の有無によって二分して、補助成分のない合成単語は語素の構成により連合式(同義連合：人民・學習・豐富、反義連合：長短・尺寸・矛盾)、主従式(前従後主：白菜・飛機・飛跑、前主後従：馬匹・看見・証明)、主述式(心疼・年輕・餅乾)、動賓式(出席・越軌・提要)に各々下位分類する。補助成分のある合成単語については補助成分が附加したことにより品詞転換するものとしないうものに分類する。この点を更に補充説明すると、品詞転換しないものはAa・ABa式(桌子・猴兒・木頭・閩女家)、AA式(老虎・第一)、Aaa式(熱忽忽・酸溜溜)があり、品詞転換するものにはAa式(噴子・扣兒・看頭・打手)、Aa・ABa式(緑化・工業化・孩子氣)、Aaa式(眼巴巴・笑嘻嘻)がある。補助成分のある合成単語についてはいずれも挿入法にて単語であることは疑義なく判定しうるが、同時に接辞表示を基準として単語であることを認定しうる。但しAaa式のaaは単純多音節単語の同音重疊状態語と混同しうる可能性があるが、前者は擬態語であるのに対して、後者は語素自体に形容詞的な意味を包含している点で差異があり、辨別の手がかりとなる。従って問題は補助成分をもたない合成単語にある。即ちこの種の合成単語は連合式は文の同一要素の並列構造(主語＋主語・述語＋述語・賓語

十賓語・状語＋状語・定語＋定語・補語＋補語)に、主従式は定語・状語構造及補語構造(定語＋中心語・状語＋中心語・中心語＋補語)に、主述式は主述構造(主語＋述語)に、動賓式は動賓構造(動詞述語＋賓語)という連語の範囲にも拡張されるものであり、それ故に単語と連語との限界がアイマイにされる原因が存在する。この点について最後にもう一度考察することにする。要する補助成分をもたない合成単語についてはかなりの問題点が存在することがたしかめられたわけである。

次に《漢語》における品詞分類に準じて品詞別に単語認定上での問題点を検討する。まず二分して虚詞について見るにその大部分が単音節であり、極少数しか多音節は存在しない(副詞・連詞・介詞・嘆詞の一部の単語)。多音節の虚詞は挿入法の適用により容易に単語であることが認定しうるが、単音節の虚詞は単純単語の項で述べた如く単語認定法は適用できず、ただ実詞だけが構文法によって一語文を構成しうるか否かによって単語認定が可能であるが、虚詞については殆ど認定の手がかりがない。³¹⁾それ故に単音節の虚詞については《漢語》授業課程で個別的に修得し記憶させる他に方法がない。次に実詞について見るに単音節語は挿入法以外に構文法によって単語認定を行なう。なお実詞の中でも方位詞・能願動詞・趨向動詞・判断詞・数詞(単音節の基本数詞；一・二・三……九・十・百・千・万・億……)は比較的数量が少ないから虚詞の場合と同様に《漢語》体系に則って個別的に修得せしめることも可能である。量詞については物量詞は賓語・定語として、動量詞は補語の一要素として用いられることにより挿入法によって単語認定をしうる。³²⁾従って品詞別に見て問題となるものは語彙が多くかつ単音節より多音節へと巾広い音節を有する名詞・動詞・形容詞に存すると考える。

このように単語を構詞法的に分類し、他方では品詞別に分けて単語認定の問題点を探究した結果、補助成分をもたない名詞・動詞・形容詞の合成単語が単語と連語のいずれであるかの限界を判定する際に問題を孕んでいる。そこで最後にこの点について考察を加えることにする。

まず連合式の合成単語は基本的には挿入する(名詞には「和」類の連詞、動詞・形容詞には「又し又し」類の連接作用

のある副詞を挿入) ことよつて名詞・動詞・形容詞のこの種の合成単語は単語認定が比較的容易に行える。

主従式については名詞は「**的・底**」等を挿入することよつて「**定語+中心語**」が連語であるか単語であるかを判定しうる。ただ数は多くはないが「**名詞+物量詞**(前主後従: **馬匹・車輛**)」の構造をもつ名詞については一考を要する。なお挿入法の説明で述べた如く常用性の面から(牛肉を駝肉と同様に単語として取扱う) 修正すべき必要がある。動詞については状語構造のものについては「**的・地**」等を挿入しうることにより支障なく単語認定を行ないうる。ただ補語構造のものについては**程度・結果**を表わす補語では「**得**」を挿入しうるか否かによつて単語認定を行ない、代入しえない時には勿論一単語と認定するが、挿入しえた時には「**中心語(動詞)+得(構造助詞)+補語**」と少なくとも三単語よりなる連語と認定する。「**得**」を挿入した結果、可能を表わす補語となつた時には「**得**」の他には「**不**」しか代入することが出来ず、かつかさね型による疑問形は「**A得B A不B**(程度・結果補語では**A得B不B**)」となる故に挿入しえても「**A得B・A不B**」を一単語と認定するように修正する。形容詞については「**得**」を挿入しうるか否かによつて認定しうる。

動賓構造については名詞では余り多く見られない。挿入法で「**了**」を挿入しうるか否かによつて認定しうるが、挿入しえた場合でも品詞が転換した時には挿入しえなかつたものとして、即ち一単語と認定する(炒面(料理名) ↓ 炒了面(動作を表わす))。動詞の場合には「**着・了**」を挿入しうるか否かによつて認定しうるが、ただ結合度が余り緊密でなく、そのため「**洗了一次澡・鞠了一个躬**」の如く「**了**」の他に「**数量詞**」も挿入しえるが、だが「**澡・鞠・躬**」のように「**洗・躬・澡**」と呼応して始めて独立しうるものについては挿入法の適用によれば単語として認定することになるが、やはり挿入法を機械的に適用せずに、この場合は他の動賓構造の連語や常用性を考慮して「**洗澡・鞠躬**」は一単語と認定する。形容詞では「**費事・吃力・費心**」があげられるが、これも動詞に準じた方法にて認定しうる。ただこの場合には「**了**」の代りに**程度副詞**「**很**」等を用いた方が適當である。

最後に主述構造について見るにその数は名詞・動詞・形容詞ともに少ない。「**是**」あるいは「**很**」等を挿入しうるか否

かによって単語認定を行なうことができる。

以上問題となった補助成分をもたない合成単語の名詞・動詞・形容詞も上述の如く「挿入」する単語を選定することによって、一部分では常用性による語感等によって修正する必要もあつたが、挿入法はかなり単語認定法として効果あるものにしてしうると考える。

この様に《漢語》体系に基づき対象となる単語の品詞及び構詞法を既知のものとして論を進めたが、前節で述べた単語認定法でその方法を適用した結果、挿入・代替が可能か、意味上(品詞上)または構造上で変化はないかという点については自明の前提としている。その限りでは本節で行つた単語認定も、前節で取扱つた十種余りの単語認定法も、実は第三節で設定した単語の定義に合致する単語と想定されるものを更にもう一度単語であるか否かを再確認するための「単語再確認法」であり、まったくの無知からすべてのものを認識しうる魔法でないことも最後に知っておく必要があると考える。

注

- (1) 参照《漢語的詞類問題》(一)(二) (中華書局一九五五年七月・一九五六年七月) (2) 参照《漢語的主語賓語問題》(中華書局一九五六年十二月)
- (3) 参照《漢語的詞兒和拼写法》(一) (中華書局一九五五年五月) (4) 《說文解字》第三卷上言部 (5) 例えは Sweet, Nesfield 等の英文法書体系に依拠するものが挙げられる。 (6) 劉復《中国文法通論》(上海群益書局一九二〇年) p44 なおこの書は Henry Sweet の《A New English Grammar》に依拠した文法書である〔拙論「劉復」《中国語と中国文化》(光生館) p139〕。この定義は Sweet の “a word may be defined as an ultimate independent sense-unit” (上掲書§§52) によってくることは明らかである。 (7) 金兆梓《国文法之研究》(中華書局一九二二年) p62 (8) 黎錦熙《新著国語文法》(商務印書館一九二四年) p3 (9) 呂叔湘《中国文法要略》(商務印書館一九四二年) p10 (10) 王力《中国現代語法》(商務印書館一九四三年) p17 (11) 高名凱《漢語語法論》(開明書店一九四八年) p24 (12) 呂叔湘・朱德熙《語法修辭講話》(開明書店一九五一年) 第一分冊 p8 (13) 中国科学院語言研究所語法小組《語法講話》(《中国語文》一九五二年七月)

より一九五三年十一月まで連載、編者抽印一九五三年) p3。一九六一年に丁声樹他七名の名儀にて増訂出版された『現代漢語語法講話』では「語法書里把这種既有定意義又能单独运用叫做詞」(p4)と意義單位説より文中機能單位説への移行が見られる。(14)張志公『漢語語法常識』(『語文學習』一九五二年一月より一九五三年十月まで連載、新青年出版社一九五三年) p1 (15)趙元任『Mandarin Primer』(一九四八年)中国語訳『北京口語文法』李栄編訳(中国青年出版社 一九五三年) p14 (16)コンラッド『論漢語』彭楚南訳(『中国語文』一九五二年九月より同年十一月まで連載、中華書局一九五四年) p37 (17)呂叔湘『語法學習』(中国青年出版社一九五五年) p2。この様に呂叔湘は解放後は文中機能單位説を採用するようになった。(18)陸宗達・俞敏『現代漢語語法』(群衆書店一九五四年) p10 (19)張志公主編『漢語』(人民教育出版社一九五五年)第一冊第二冊合編 p13 p50 (20)史存直『什麼是詞兒』(『中国語文』一九五六年三月号所載) p21 (21)北京師範学院中文系漢語教研室劉世儒編著『現代漢語語法講義』(商務印書館一九六三年) p7 (22)周祖謨『漢語詞彙講話』(『語文學習』一九五五年四月号所載) p33 (23)亞・赫邁萊夫斯基『漢語的句法和形態問題』(『中国語文』一九五五年一月号所載) p7 (24)伊三克『論漢語中詞的界限問題』(『中国語文』一九五八年五月号所載) p33 (25)北京大學中国語文学系漢語教研室『現代漢語』(商務印書館一九六二年) p36 (26)單語の語法的側面に着眼した分類が品詞分類であると言える。この他に構詞法上の分類がある。(27)本注(2)参照。(28)陸志章は『北京話單音詞詞彙』(科学出版社一九五六年)で單語の定義を下すこと自体が困難であると同時に有力な單語認定法を設定することはそれ以上に困難である。この困難を克服するには自分で辞典を作製することが何よりも大切なことである(p176)と述べている。(29)主に陸志章『漢語的構詞法』、同『北京單音詞詞彙』、周有光『漢語改革概論(修訂本)』(文字改革出版社一九六四年)及び『漢語的詞兒和拼写法』(本注(3)参照)等に見られる單語認定法を取上げてその功罪を論じる。(30)『漢語』課本・『漢語的構詞法』・『漢語拼音詞彙(增訂稿)』(一九六三年・文字改革出版社)・『岩波中国語辞典』(但し『意味による索引』部分)を参考資料とした。(31)副詞以外の虚詞は基本的には主語・述語・賓語等の文要素(句子成分)とはなりえず、しかも合成單語の構成要素にもなりえないからである。(32)量詞は殆んど代詞または数詞(但し「一」は省略されることがある)と結合して賓語・定語・補語となる。つまり単独に文要素となりえないことに注意する必要がある。(33)但し二音節のこの種の合成語は常用性による語感・音節数を考慮して一單語と認定する。(34)つまり「深・鞠・躬」が自由に他の多くの單語または語素と結同して合成單語・連語を構成しえないからである。